

身体障害者等減免適用範囲表

| 障害の区分 【 】は山梨県内発行の手帳の色 | | 本人運転 | 家族運転・常時介護者運転 | |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------|-------|
| 身体障害者手帳 【赤色】 | 視覚障害 | 1級～4級 | | |
| | 聴覚障害 | 2級・3級 | | |
| | 平衡機能障害 | 3級 | | |
| | 音声機能障害 | 3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る) | | |
| | 上肢不自由 | 1級・2級 | | |
| | 下肢不自由 | 1級～6級 ※1 | 1級～3級 | |
| | 体幹不自由 | 1級～3級・5級 | 1級～3級 | |
| | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級・2級 | |
| | | 移動機能 | 1級～6級 | 1級～3級 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害 | | 1級・3級 | |
| 免疫機能障害・肝臓機能障害 | | 1級～3級 | | |
| 療育手帳【紺色】 | | 障害の程度A ※2 | 障害の程度A | |
| 精神障害者保健福祉手帳【緑色】 | | 1級 ※2 ※3 | 1級 ※3 | |

※1 身体障害者手帳下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

※2 令和6年1月1日から施行となり、令和6年度以降の減免に適用されます。

※3 精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方に限ります。

●戦傷病者手帳の適用範囲についてはお問い合わせください。

●毎年4月1日時点での適用範囲の方が減免の対象となります。

運転者・所有者・使用目的の関係

| 運転者 | 所有者 | 使用目的 |
|-------------------------------|--|---|
| 障害をお持ちの方本人 | 障害をお持ちの方本人 【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者、信販会社 使用者：障害をお持ちの方本人 | 目的は問わない |
| 家族運転 障害をお持ちの方と住居及び生計を一にする方 | 障害をお持ちの方本人 障害をお持ちの方と住居及び生計を一にする方 | 障害をお持ちの方の通学、通院、通所又は生業(通勤を含む)のため週3日以上もしくは総使用日数(走行距離数)の50%以上の使用 |
| 常時介護者運転 障害をお持ちの方を常時介護する方 | 障害をお持ちの方本人 (障害をお持ちの方のみの世帯、または障害をお持ちの方と未成年者もしくは70歳以上の方で構成される世帯に限る) 障害をお持ちの方と住居及び生計を一にする方 (障害をお持ちの方と未成年者もしくは70歳以上の方で構成される世帯に限る) | |

※営業用のナンバーは対象外です。